

館函	城	宮	崎	長	島	廣	屋	計											
北海 道	青森	秋田	山形	福島	宮城	沖繩	鹿兒 島	熊本	大分	福岡	佐賀	長崎	鳥取	島根	山口	廣島	計		
一四八	八三	六五	三七	七九	七九	九	七〇	六三	一三六	一六四	二二九	三四	八八	五三六	一三三	一〇九	八二	二二二	五四六
六八	二九	三九	二三四	四四五	二二二	三九	七五	五三	七五	三三九	五	五	三	二二	六八	六五	五四	六五	一五四
三三	六	一七	二〇	三	二	一	六	八	八	一	三	五	三	二	七	八	一四	一四	九
五九九	一八八	四一	二九	四四	二二	七〇	八八	六二	六二	八八	一八	三九	三三	二五	三七	三三	九八	九八	三、六三
四	四	三	一	一	一	二	三	三	七	七	一	三	二	一	一	一	一	一	六
一	一					七					六								
四	一	三																	一〇
三七〇	一五五	二二五	五七七	一一一	一一一	七九	一一一	一五五	二七	二七	二七	二七	二八	三三	三三	七六	七六	一五二	三三六
二二〇	一〇六	九六四	五七〇	一〇六	一〇六	八八	一一一	一五五	二七	二七	二七	二七	二八	三三	三三	七六	七六	一五二	七、四六三
二二	二二	二二	一八	八	一														
三、二五四	一、五二四	一、七三〇	九八四〇	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、一六九六
二四六	九八	一四八	七二四	一三五	一三五	九三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	六六二

古名	阪	大	東	京	東	院訴控														
岐三 阜重	愛知	香川	高知	徳島	和歌 山	富山	石川	福井	滋賀	岡山	兵庫	奈良	大 阪	京 都	計	新 潟	長 野	山 梨	地 方	
三	一																			皇 室 ニ 對 ス ル 罪
一四六	一五六	二四四	二五七	一〇八〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	靜 謐 ヲ 害 ス ル 罪
三七	五七	六〇	八四	八四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	信 用 ヲ 害 ス ル 罪
二	三	四	八	八	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	健 康 ヲ 害 ス ル 罪
六八	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	風 俗 ヲ 害 ス ル 罪
二	三	一	二	二	四	四	三	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	死 屍 ヲ 毀 棄 シ 及 ビ 墳 墓 ヲ 發 ス ル 罪
																				商 業 及 ビ 農 業 ノ 妨 害 ス ル 罪
																				官 吏 ノ 罪
																				身 體 ニ 對 ス ル 罪
五七	一七九	一〇〇	一八六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	財 産 ニ 對 ス ル 罪
一	一	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	軍 人 ノ 罪
二、四二九	四、四四一	四、八二六	四、三三九	二、一〇七	三、〇〇一	二、六九二	二、六二五	二、二二五	一、一六五	一、一六五	一、一六五	一、一六五	一、一六五	一、一六五	一、一六五	一、一六五	一、一六五	一、一六五	一、一六五	合 計
一三五	二〇三	三三四	二五六一	八〇	一四二	一七三	九八	一〇	八五	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	上 ノ 刑 科 者

地方	皇室ニ對靜謐ヲ害信用ヲ害健康ヲ害風俗ヲ害死屍ヲ毀棄シ及ビ墳墓ヲ發スル罪		商業及ビ農工ノ業ヲ妨害スル罪		官吏瀆職ノ罪		身體ニ對スル罪		財產ニ對スル罪		軍人ノ犯罪		合計
	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	
樺戶集治監	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
空知集治監	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
釧路集治監	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
總計	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
明治二十二年	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
明治二十一年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
明治二十年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
明治十九年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
明治十八年	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

本表ハ對審裁判ノ者ノミヲ掲グ○表中軍人ノ犯罪トハ陸海軍軍人ノ違令及暴行又ハ徵兵故ナク徵集ノ期ニ後シ或ハ歸休兵豫備後備ノ軍籍ニ在リ召集ノ期ニ後ル、者等ナリ右ノ外舊法ニ正條アルモ新法ニ正條ナキ被告人明治十八年ニ一人アリ

區別	一 度		二 度		三 度		四 度		五 度		六 度		七 度以上		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
總計	216	268	386	8	218	2	74	2	117	18	286	278	308	308	
明治二十一年	80	93	117	7	123	2	141	1	151	18	179	179	179	179	
明治二十年	49	58	73	4	87	1	101	1	111	13	124	124	124	124	
明治十九年	58	67	85	3	98	1	111	1	124	15	139	139	139	139	
明治十八年	70	82	103	3	116	1	137	1	158	21	179	179	179	179	

第九五 重輕罪被告人處刑ノ度數

明治二十三年

本表ハ對審裁判ノ者ノミニ就キ刑ノ言渡ヲ受タル度數ヲ記ス免訴等ノ人員ハ算入セズ

區別	前年ノ殘	本年合計	合計
總計	44,661	5,025	49,686
明治二十一年	49,441	5,737	55,178
明治二十年	58,529	7,067	65,596
明治十九年	70,297	8,246	78,543
明治十八年	84,661	9,333	93,994

第九六 諸規則違反犯被告人件數及人員

明治二十三年

種別	前年ノ殘	本年合計	合計
總計	338	1,693	2,031
明治二十一年	338	2,242	2,580
明治二十年	817	3,157	3,974
明治十九年	1,142	4,401	5,543
明治十八年	1,560	5,982	7,542

第九七 諸規則違反被告人犯狀及言渡區分

明治二十三年

犯	重懲役		罰金		拘留		科料		沒收		管轄		無罪		却消滅		合計	
	重	輕	重	輕	重	輕	重	輕	重	輕	重	輕	重	輕	重	輕		
酒造稅則例	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
地租條例	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
其他	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

民事及刑事裁判 重輕罪被告人處刑ノ度數 諸規則違反被告人件數及人員 同犯狀及言渡區分